

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
その翌日
に当り)

目次

◇告 示 昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

昭和四十四年二月鳥取県告示第百号の一部改正
家畜伝染病予防法による肝てつ検査等の実施

告示

鳥取県告示第百三十七号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年二月二十一日から施行する。

昭和四十四年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

神奈川県 山梨県山梨市 同県中巨摩郡 同県北巨摩郡 同県南巨摩郡
同県東八代郡 同県西八代郡 同県斐崎市 同県甲府市 静岡県富士宮市
富山県小矢部市 石川県河北郡 福井県鯖江市 滋賀県蒲生郡 三

重県四日市市 山口県山口市 愛媛県松山市 高知県高知市 鹿児島県

鳥取県告示第百三十八号

昭和四十四年二月鳥取県告示第百号（牛等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年二月二十一日から施行する。

昭和四十四年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

北海道 宮城県 群馬県 埼玉県 千葉県成田市 東京都三鷹市 同都
調布市 同都南多摩郡 神奈川県藤沢市 山梨県西八代郡 同県都留市
同県南都留郡 静岡県富士郡 同県富士宮市 愛知県豊橋市 同県愛知
郡 和歌山県橋本市 同県伊都郡 兵庫県三原郡 岡山県赤磐郡 広島
県世羅郡 徳島県 香川県高松市 同県大川郡 同県木田郡

鳥取県告示第百三十九号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査及びび
な白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六
十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受ける
ことを命ずる。

昭和四十四年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ症及びびな白痢予防のため
二 実施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 肝てつ検査

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

2 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

1 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

2 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

別表

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
二月二十四日	倉吉市	中田、上古川、住吉、広瀬検査場
" "	大栄町	比山、徳昌、岩坪
" 二十五日	倉吉市	黒見、大沢、和田
" "	大栄町	大谷、六尾、西穂波、原
" 二十六日	関金町	真野原、新興、明高
" "	東郷町	門田、長和田、花見

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
二月二十六日	倉吉市	各鶏舎巡回
" 二十七日	羽合町	"
三月 七日	米子市	"
" 十日	倉吉市	"
" 十一日	"	"
" 十四日	淀江町	"
" 十七日	"	"
" 十九日	"	"
" 二十日	境港市	"
" 二十四日	"	"
" 二十七日	東伯町	福永、山田、公文
" "	赤碕町	上中村、中村、太一垣、出上

00841

3

昭和44年2月21日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第4013号

(第三種郵便物認可)

〃 三十日	〃 二十七日	〃 二十五日
境港市	米子市	〃
〃	〃	〃